

# 社会福祉法人西予市野城総合福祉協会定款

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

#### (1) 第一種社会福祉事業

- (イ) 特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）の経営
- (ロ) 養護老人ホームの経営
- (ハ) 障害者支援施設の経営
- (ニ) 障害児入所施設の経営

#### (2) 第二種社会福祉事業

- (イ) 老人デイサービス事業の経営
- (ロ) 短期入所生活介護事業の経営
- (ハ) 高齢者生活福祉センターの経営
- (ニ) 障害福祉サービス事業の経営
- (ホ) 相談支援事業の経営
- (ヘ) 放課後児童健全育成事業の経営

### (名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人西予市野城総合福祉協会という。

### (経営の原則)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

### (事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を愛媛県西予市野村町野村12号446番地に置く。

## 第2章 役員及び職員

### (役員の数)

第5条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 9名

(2) 監事 2名

2 理事のうち1名は、理事の互選により、理事長となる。

3 理事長は、この法人を代表する。

4 役員を選任に当たっては、各役員について、その親族その他特殊の関係がある者が、理事のうちに1名を超えて含まれてはならず、監事のうちにこれらの者が含まれてはならない。

(常務理事)

第6条 この法人に常務理事1名を置く。

2 常務理事は、理事の中から理事長が選任する。

3 常務理事は、理事長を補佐し、理事長の命をうけて、この法人の常務を処する。

(役員任期)

第7条 役員任期は2年とする。ただし補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は再任されることができる。

3 理事長任期は、理事として在任する期間とする。

(役員選任等)

第8条 理事は、評議員会において選任し、理事長が委嘱する。

2 監事は、評議員会において選任する。

3 監事は、この法人の理事、評議員、職員及びこれらに類する他の職務を兼任することができない。

(役員報酬等)

第9条 役員報酬については、勤務実態に即して支給することとし、役員の地位にあることのみによっては、支給しない。

2 役員には費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(理事会)

第10条 この法人の業務の決定は、理事をもって組織する理事会によって行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

2 理事会は、理事長がこれを招集する。

3 理事長は、理事総数の3分の1以上の理事又は監事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求があった日から1週間以内に

これを招集しなければならない。

- 4 理事会に議長を置き、議長はその都度選任する。
- 5 理事会は、理事総数の3分の2以上の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。
- 6 前項の場合において、あらかじめ書面をもって欠席の理由及び理事会に付議される事項についての意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 7 理事会の議事は、法令に特別の定めがある場合及びこの定款に別段の定めがある場合を除き、理事総数の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 8 理事会の決議について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。
- 9 議長及び理事会において選任した理事2名は、理事会の議事について議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、これに署名又は記名押印しなければならない。

(理事長の職務の代理)

第11条 理事長に事故あるとき、又は欠けたときは、常務理事が、理事長の職務を代理する。常務理事に事故あるとき、又は欠けたときは、理事長があらかじめ指名する他の理事が、順次に理事長の職務を代理する。

- 2 理事長個人と利益相反する行為となる事項及び双方代理となる事項については、理事会において選任する他の理事が理事長の職務を代理する。

(監事による監査)

第12条 監事は、理事の業務執行の状況及び法人の財産の状況を監査しなければならない。

- 2 監事は、毎年定期的に監査報告書を作成し、理事会、評議員会及び西予市長に報告するものとする。
- 3 監事は、前項に定めるほか、必要があると認めるときは、理事会及び評議員会に出席して意見を述べるものとする。

(顧問)

第13条 この法人に、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の同意を得て理事長が委嘱する。

(職員)

第14条 この法人に、職員若干名を置く。

- 2 この法人の設置経営する施設の長（以下「施設長」という。）は、理事会の議決を経て、理事長が任免する。

3 施設長以外の職員は、理事長が任免する。

### 第3章 評議員及び評議員会

#### (評議員会)

第15条 評議員会は、19名の評議員をもって組織する。

2 評議員会は、理事長が招集する。

3 理事長は、評議員総数の3分の1以上の評議員又は監事から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に、これを招集しなければならない。

4 評議員会に議長を置く。

5 議長は、その都度評議員の互選で定める。

6 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。

7 評議員会の議事は、評議員総数の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

8 評議員会の決議について、特別の利害関係を有する評議員は、その議事の議決に加わることができない。

9 議長及び評議員会において選任した評議員2名は、評議員会の議事について議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、これに署名又は記名押印しなければならない。

10 評議員の報酬については、勤務実態に即して支給することとし、評議員の地位にあることのみによっては、支給しない。

#### (評議員会の権限)

第16条 評議員会は、次に掲げる事項を審議する。

(1) 予算、決算、基本財産の処分、事業計画及び事業報告

(2) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄

(3) 定款の変更

(4) 合併

(5) 解散（合併又は破産による解散を除く。以下この条において同じ。）

(6) 解散した場合における残余財産の帰属者の選定

(7) その他、この法人の業務に関する重要事項で、理事会において必要と認める事項

2 理事会は、前項に掲げる事項を決定しようとするときは、原則として、あらかじめ評議員会の意見を聴かななければならない。

(同前)

第17条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ若しくはその諮問に答え又は役員から報告を徴することができる。

(評議員の資格等)

第18条 評議員は、社会福祉事業に関心を持ち、又は学識経験ある者で、この法人の趣旨に賛成して協力する者の中から理事会の同意を経て、理事長がこれを委嘱する。

2 評議員の委嘱に当たっては、各評議員について、その親族その他特殊の関係がある者が3名を超えて含まれてはならない。

(評議員の任期)

第19条 評議員の任期は2年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 評議員は、再任されることができる。

#### 第4章 資産及び会計

(資産の区分)

第20条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、運用財産及び公益事業用財産の3種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(1) 現金 500万円

(2) 愛媛県西予市野村町野村8号479番地1所在の野村育成園敷地  
(3,326.67平方メートル)

愛媛県西予市野村町野村8号441番地1所在の野村育成園敷地  
(67.30平方メートル)

愛媛県西予市野村町野村8号439番地1所在の野村育成園敷地  
(1,571.25平方メートル)

愛媛県西予市野村町野村8号440番地1所在の野村育成園敷地  
(4,264.48平方メートル)

愛媛県西予市野村町野村8号477番地6所在の野村育成園敷地  
(3.22平方メートル)

愛媛県西予市野村町野村8号481番地1所在の野村育成園敷地  
(2,023.00平方メートル)

愛媛県西予市野村町野村8号440番地5所在の野村育成園敷地

- (185.19平方メートル)  
愛媛県西予市野村町野村8号482番1所在の野村育成園敷地  
(1,693.00平方メートル)  
愛媛県西予市野村町野村8号483番1所在の野村育成園敷地  
(1,509.00平方メートル)
- (3) 愛媛県西予市野村町野村13号281番地所在の法正園作業棟敷地  
(397.00平方メートル)  
愛媛県西予市野村町野村13号283番地2所在の法正園敷地  
(1.65平方メートル)  
愛媛県西予市野村町野村13号287番地1所在の法正園敷地  
(649.23平方メートル)  
愛媛県西予市野村町野村13号288番地所在の法正園敷地  
(3,636.69平方メートル)  
愛媛県西予市野村町野村13号289番地所在の法正園敷地  
(210.00平方メートル)  
愛媛県西予市野村町野村13号301番地4所在の法正園敷地  
(99.56平方メートル)  
愛媛県西予市野村町野村13号302番地2所在の法正園敷地  
(11.55平方メートル)
- (4) 愛媛県西予市野村町野村8号476番2所在のしいのき園敷地  
(757.00平方メートル)  
愛媛県西予市野村町野村8号469番1所在のしいのき園敷地  
(456.00平方メートル)  
愛媛県西予市野村町野村8号468番5所在のしいのき園敷地  
(1.88平方メートル)  
愛媛県西予市野村町野村8号444番11所在のしいのき園敷地  
(1,706.00平方メートル)
- (5) 愛媛県西予市野村町野村12号446番地所在の西予市野城総合福祉協会複  
合施設敷地 (2,065.57平方メートル)
- (6) 愛媛県西予市野村町野村8号479番地1、8号441番地所在の鉄筋コン  
クリート造スレート葺平家建野村育成園園舎1棟 (1,315.05平方メー  
トル)  
愛媛県西予市野村町野村8号479番地1所在の鉄骨造スレート葺平家建野  
村育成園作業棟1棟 (96.27平方メートル)

愛媛県西予市野村町野村8号479番地1所在の鉄骨造スレート葺平家建野村育成園車庫1棟(36.00平方メートル)

愛媛県西予市野村町野村8号479番地1所在の鉄骨造スレート葺平家建野村育成園作業棟1棟(146.51平方メートル)

愛媛県西予市野村町野村8号479番地1所在の木造スレートぶき平家建就労支援事業所あおぞら事務所・休憩所1棟(64.98平方メートル)

愛媛県西予市野村町野村8号440番地1、8号439番地1、8号440番地5所在の鉄筋コンクリート造セメント瓦葺平家建野村育成園重度棟1棟(482.95平方メートル)

(7) 愛媛県西予市野村町野村13号281番地所在の鉄骨造ルーフィング葺平家建法正園作業棟1棟(109.25平方メートル)

(8) 愛媛県西予市野村町野村13号422番地所在の鉄筋コンクリート造スレート葺平家建野村町デイサービスセンター1棟(292.60平方メートル)

(9) 愛媛県西予市野村町野村13号288番地、13号289番地、13号422番地1所在の鉄筋コンクリート造鋼板・かわら葺平家建法正園園舎(2,823.38平方メートル)

(10) 愛媛県西予市野村町野村8号481番地1、8号482番地1所在の鉄筋コンクリート造スレート葺平家建野村育成園第二重度棟、地域交流ホーム1棟(1,141.76平方メートル)

愛媛県西予市野村町野村8号481番地1、8号482番地1所在の木造スレート葺平家建野村育成園園舎(245.73平方メートル)

(11) 愛媛県西予市野村町野村16号448番地所在の木造セメント瓦葺2階建野村学園給食室及び自立訓練室1棟(240.00平方メートル)

愛媛県西予市野村町野村16号448番地、16号444番地5所在の鉄骨造スレート葺2階建野村学園自立訓練室1棟(131.75平方メートル)

(12) 愛媛県西予市野村町野村8号467番地所在の鉄筋コンクリート造かわらぶき平家建特別養護老人ホームしいのき園1棟(2,964.48平方メートル)、鉄骨造陸屋根平家建車庫(109.01平方メートル)、鉄筋コンクリート造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建物置(27.50平方メートル)、鉄筋コンクリート造陸屋根平家建物置(9.71平方メートル)

(13) 愛媛県西予市野村町野村16号448番地所在の鉄筋コンクリート造セメント瓦葺平家建野村学園本館棟(2,085.68平方メートル)鉄骨造セメント瓦葺平家建野村学園校舎(246.00平方メートル)、野村学園車庫(36.00平方メートル)、鉄骨造スレート葺平家建野村学園作業場(96.00平方

メートル)、(210.00平方メートル)、(49.00平方メートル)

(14) 愛媛県西予市城川町魚成7026番1所在の鉄筋コンクリート造かわらぶき平屋建老人ホーム(2,585.10平方メートル)、鉄筋コンクリート造陸屋根平家建機械室(81.42平方メートル)、木造スレートぶき平家建車庫(28.00平方メートル)計量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建物置(14.08平方メートル)

(15) 愛媛県西予市野村町野村12号446番地所在の鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき2階建てデイサービスセンター・グループホーム1棟(1階777.80平方メートル、2階672.20平方メートル)

(16) 愛媛県西予市城川町古市1773番地1所在の鉄筋コンクリート造かわらぶき陸屋根平家建老人ホーム(3,881.01平方メートル)、鉄筋コンクリート造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建物置(38.03平方メートル)、鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建車庫(85.68平方メートル)

3 運用財産は、基本財産及び公益事業用財産以外の財産とする。

4 公益事業用財産は、第29条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。

5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第21条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得て、西予市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には西予市長の承認は必要としない。

(1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

(2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資(独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。)に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合(協調融資に係る担保に限る。)

(資産の管理)

第22条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(特別会計)

第23条 この法人は、特別会計を設けることができる。



(予算)

第24条 この法人の予算は、毎会計年度開始前に、理事長において編成し、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

(決算)

第25条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書は、毎会計年度終了後2月以内に理事長において作成し、監事の監査を経てから、理事会の認定を得なければならない。

2 前項の認定を受けた書類及びこれに関する監事の意見を記載した書面については、社会福祉法人西予市野城総合福祉協会の会報に掲載するとともに、事務所に備えて置き、この法人が提供する福祉サービスの利用を希望する者その他の利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

3 会計の決算上繰越金を生じたときは、次会計年度に繰り越すものとする。ただし、必要な場合には、その全部又は一部を基本財産に編入することができる。

(会計年度)

第26条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第27条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第28条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

## 第5章 公益を目的とする事業

(種別)

第29条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

- (1) 居宅介護支援事業所ふれあいの事業
- (2) 野村町惣川生きがい活動支援通所の事業
- (3) 奨学金事業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

(剰余金が出た場合の処分)

第30条 前項の規定によって行う事業から剰余金が生じた場合は、この法人の行う社会福祉事業又は公益事業に充てるものとする。

## 第6章 解散及び合併

(解散)

第31条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第32条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、理事総数の3分の2以上の同意によって社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

(合併)

第33条 合併しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得て、西予市長の認可を受けなければならない。

## 第7章 定款の変更

(定款の変更)

第34条 この定款を変更しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得て、西予市長の認可（社会福祉法第43条第1項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を西予市長に届け出なければならない。

## 第8章 公告の方法その他

(公告の方法)

第35条 この法人の公告は、社会福祉法人西予市野城総合福祉協会の掲示場に掲示するとともに、官報又は新聞に掲載して行う。

(施行細則)

第36条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

## 附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞

なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長	大塚勘兵衛
理事	山崎徳雄
〃	高月正一
〃	田淵美義
〃	三瀬忠善
〃	菊地定重
〃	土居秀房
〃	佐竹喜美
〃	真田コトエ
〃	井関ナツ子
〃	和気三四子
〃	名越智子
監事	古森保清
〃	伊井喜久男

附 則

この定款は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則

この定款は、昭和56年 3月24日から施行する。

附 則

この定款は、昭和57年 2月 1日から施行する。

附 則

この定款は、昭和60年 7月23日から施行する。

附 則

この定款は、昭和61年 7月16日から施行する。

附 則

この定款は、平成 元年 3月30日から施行する。

附 則

この定款は、平成 元年 9月27日から施行する。

附 則

この定款は、平成 2年12月26日から施行する。

附 則

この定款は、平成 4年 9月 24日から施行する。

附 則

この定款は、平成 5年 8月 12日から施行する。

附 則

この定款は、平成 6年 2月 16日から施行する。

附 則

この定款は、平成 6年 8月 4日から施行する。

附 則

この定款は、平成 7年 7月 3日から施行する。

附 則

この定款は、平成 9年10月 8日から施行する。

附 則

この定款は、平成 9年11月 20日から施行する。

附 則

この定款は、平成10年 9月 17日から施行する。

附 則

この定款は、平成11年 5月 17日から施行する。

附 則

この定款は、平成11年 8月 9日から施行する。

附 則

この定款は、平成11年 9月 20日から施行する。

附 則

この定款は、平成12年 3月 10日から施行する。

附 則

この定款は、平成12年 9月 11日から施行する。

附 則

この定款は、平成13年 7月 10日から施行する。ただし、第3章評議員及び評議員会については、第19条第1項に規定する評議員の当初の任期を、平成14年3月23日までとする。

附 則

この定款は、平成14年 4月 30日から施行する。

附 則

この定款は、平成15年 6月 5日から施行する。

附 則

この定款は、平成16年 4月30日から施行する。

附 則

この定款は、平成17年 4月 4日から施行する。

附 則

この定款は、平成17年 7月22日から施行する。

附 則

この定款は、平成18年 5月 9日から施行する。

附 則

この定款は、平成18年11月10日から施行する。

附 則

この定款は、平成20年 1月17日から施行する。

附 則

この定款は、平成21年 4月 1日から施行する。

附 則

この定款は、平成22年 4月 1日から施行する。

附 則

この定款は、平成23年 4月 1日から施行する。

附 則

この定款は、平成24年 1月13日から施行する。

附 則

この定款は、平成24年 3月30日から施行する。

附 則

この定款は、平成24年 7月17日から施行する。

附 則

この定款は、平成25年 4月 1日から施行する。

附 則

この定款は、平成26年 4月 1日から施行する。

附 則

この定款は、平成26年 8月28日から施行する。

附 則

この定款は、平成26年11月29日から施行する。

附 則

この定款は、平成27年 3月13日から施行する。

附 則

この定款は、平成27年 4月 1日から施行する。

附 則

この定款は、平成27年11月30日から施行する。

## 社会福祉法人西予市野城総合福祉協会定款施行細則

(定款第10条第1項に規定する理事長が専決できる日常の業務)

第1条 定款第10条第1項に規定する理事長が専決できる日常の業務を次のとおり定める。

- 1 「施設長の任免その他重要な人事」を除く職員の任免
- 2 職員の日常の労務管理・福利厚生に関すること。
- 3 債権の免除、効力の変更のうち、当該処分が法人に有利であると認められるもの、その他やむを得ない特別の理由があると認められるもの。ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。
- 4 設備資金の借入に係る契約であつて予算の範囲内のもの。
- 5 建設工事請負や物品納入等の契約のうち次のような軽微なもの。
  - ア 日常的に消費する給食材料、消耗品等の日々の購入
  - イ 施設設備の保守管理、物品の購入等
  - ウ 緊急を要する物品の購入等
- 6 基本財産以外の固定資産の取得及び改良等のための支出並びにこれらの処分。ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。
- 7 損傷その他の理由により不要となった物品又は修理を加えても使用に耐えないと認められる物品の売却又は廃棄。ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。
- 8 予算上の予備費の支出
- 9 入所者・利用者の日常の処遇に関すること。
- 10 入所者の預り金の日常の管理に関すること。
- 11 寄付金の受入れに関する決定。ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。
- 12 運営規程の軽微な変更

第2条 定款施行細則第1条第5項に規定する金額及び範囲については、次に規定する。

- 1 1件の取引額が、1,000万円未満の固定資産等（基本財産及び重要な設備は除く）に関する契約。

第3条 定款施行細則第1条第6項に規定する支出範囲については、前条に規定するものとする。又、固定資産等の処分については、耐用年数及び修繕にかかる費用等を勘案して、決定する。

第4条 定款施行細則第1条第7項に規定する固定資産等の売却及び廃棄については、耐用年数及び修繕にかかる費用・利用価値等を勘案して、決定する。

附 則

この定款細則は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則

この定款細則は、平成23年12月 3日から施行する。

附 則

この定款細則は、平成26年 4月 1日から施行する。